

## 特別管理産業廃棄物管理責任者となる者の資格について

1 事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、以下の資格を有する者でなければなりません。

2 3の表中における用語の定義については、以下のとおりとします。

定義	3の表中の用語
学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学、専門職大学、高等専門学校又は中等教育学校	大学、短期大学、専門職大学、高等専門学校又は中等教育学校
旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又	旧大学
旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校	旧専門学校
旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校	旧中等学校

3 特別管理産業廃棄物管理責任者となる者は以下のいずれかの資格を有している必要があります。

感染性産業廃棄物を生ずる場所	
法施行規則第8条	条文内容
第1号イ	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士
第1号ロ	2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員
第1号ハ	大学若しくは高等専門学校、旧大学若しくは旧専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） 又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者
感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる場所	
法施行規則第8条	条文内容
第2号イ	2年以上法第二十条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

第2号ロ	大学（短期大学を除く。）又は旧大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学にあっては、土木工学。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、二年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
第2号ハ	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧大学にあっては、土木工学。）若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、三年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
第2号ニ	短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校にあっては、土木工学。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、四年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
第2号ホ	短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校にあっては、土木工学。）若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、五年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
第2号ヘ	高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、六年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
第2号ト	高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、七年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
第2号チ	十年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
第2号リ	イからチまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者